

国際的経済活動の拠点づくりを 支える要衝の地 ねりま



都心から約30分でアクセス!!
ホスピタリティあふれる住宅都市

練馬区へのアクセス



緑あふれる住宅都市



人口 約71万人
(23区で2位)



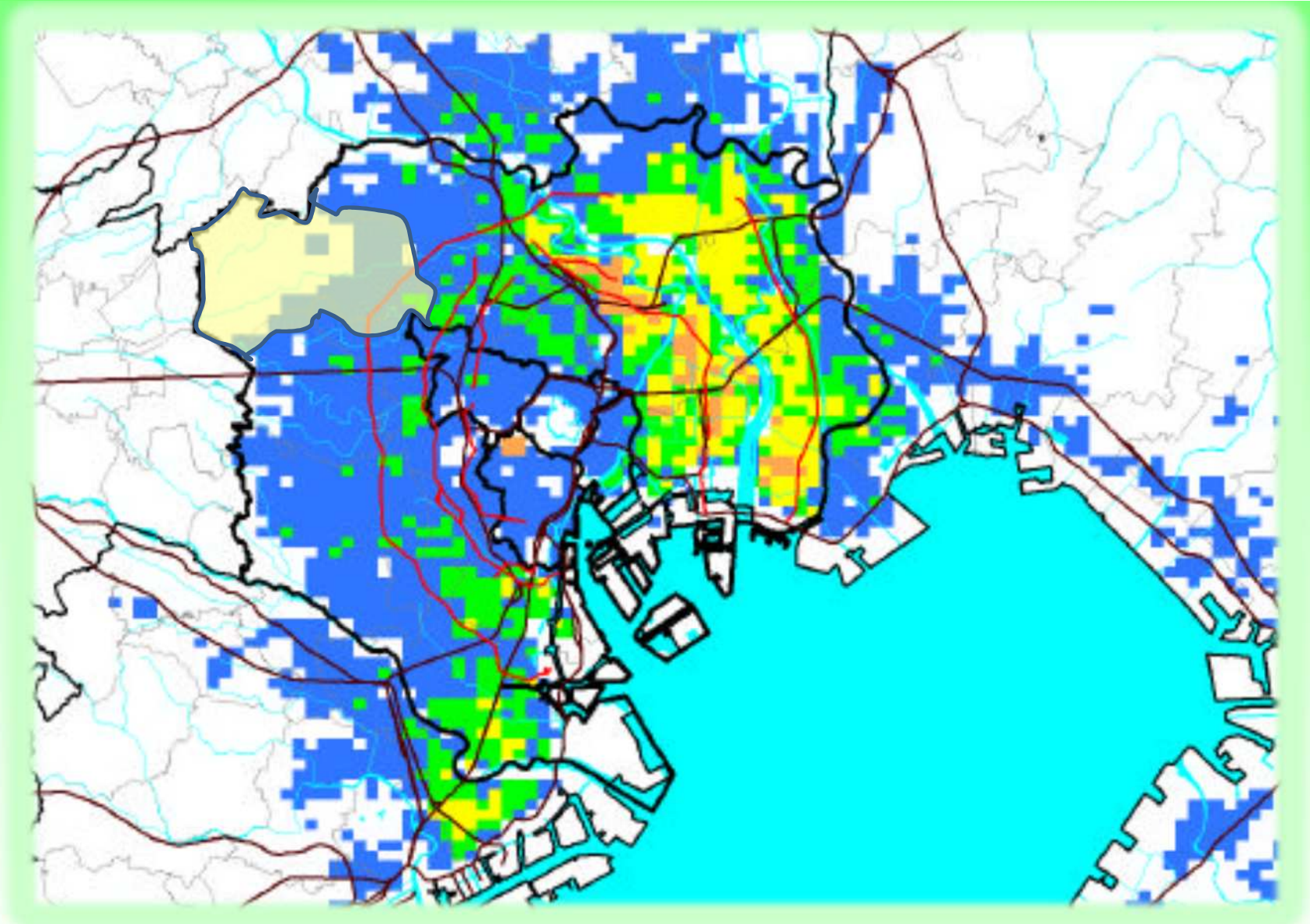
面積 約48.16km²
(23区で5位)



緑被率 約25%
(23区で1位)



【参考】 東京湾北部地震 (M7.3) における全壊棟数の分布



「首都直下地震の被害想定(概要)～内閣府」より

【参考】震災時の支援拠点として



練馬区発 経済活性化への提案

地域医療の充実と

外国人患者の受け入れ

都市農業の継続・拡大と

外国人向け観光の推進

地域医療の充実と外国人患者の受け入れ

練馬区のポテンシャル

幹線道路や鉄道等により、新宿、六本木、有楽町、羽田空港へ通じる大門などと直結しており、東京都のさらなる国際化を後方で支える要衝の地である。

古くからある住宅地、大型団地や新興住宅地など東京の縮図とも言える多様な住宅状況があり、「都市部の課題」である2025年問題について、在宅療養の推進、地域包括ケアシステムの構築など地域性を踏まえた様々な対応策を考察するのに適した都市である。

都内でも高台に位置し、岩盤も強固であり、首都直下地震の被害想定でも都心部に比べ被害が少ないと想定されているほか、光が丘を始発とする都営大江戸線は地震時における輸送の中心路線となっているなど、首都直下地震などの大規模災害時における拠点として機能することとなる。

提案のニーズや背景

東京オリンピック開催を契機に、外国人の居住者数、観光客数の増加が見込まれる。

国内では2025年問題を始めとして超高齢社会への対応が喫緊の課題である。

練馬区は10万人あたりの病床数が23区で最も少ないことから病床の確保に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めている。

医療機関では看護師など医療従事者の確保が課題となっている。

首都直下地震などに備え、災害時の医療救護体制の確立が求められている。

重点的に取り組む項目

- (1) **国際的な病院運営**
都心部からの交通の利便性を活かして、外国人患者の受け入れ態勢を整える。
- (2) **2025年問題への対応**
医療機関の充実を含めて、地域におけるネットワークの構築に取り組む。
- (3) **首都直下地震に備えた災害時医療救護体制の確立**
大規模災害に備えた医療施設の整備や負傷者受入れのための病床を確保する。

地域医療の充実と外国人患者の受け入れ

重点的な取組項目	主な取組内容	規制緩和・制度拡充
<p>(1) 国際的な病院運営</p>	<p>ア 外国人対応病棟の整備 イ 2020東京オリ・パラに向けた外国人患者の受け入れ ウ 外国人医師・看護師、コ・メディカルの配置 エ 発展途上国等からの臨床研修生の受け入れ オ 日本人スタッフの国際化教育の推進 カ メディカルツーリズムの推進 [上記ア～エおよびカについては、法第14条：病床規制に係る医療法の特例、検討方針1.(1)外国人医師・看護師の業務解禁関連]</p>	<p>[追加提案(対象法令・制度)]</p> <p>外国人患者受け入れ、2025年問題および震災への対応のための病床規制の特例 (医療法第30条の4第2項第11号)</p> <p>基幹医療施設の病棟整備に関する容積率、建ぺい容積率などの土地利用規制の見直し (都市計画法第8条、建築基準法第52条、第53条)</p> <p>外国人医師の診察の業務解禁 (医師免許二国間協定制)</p> <p>2025年問題への対応のための医療施設整備に関する生産緑地の指定解除要件拡充 (生産緑地法第8条)</p>
<p>(2) 2025年問題への対応</p>	<p>ア 治験の効率化 [検討方針1.(3)保険外併用療養の拡充、法第14条：病床規制に係る医療法の特例関連] イ 認知症センターの設置 [法第14条：病床規制に係る医療法の特例関連] ウ 在宅医療ネットワークの構築 [検討方針1.(1)外国人医師等の業務解禁関連] エ 回復期慢性期病院、介護療養型老健の整備促進 オ 長寿健康啓発事業の実施</p>	
<p>(3) 首都直下地震への備え</p>	<p>ア 基幹医療施設の免震化 イ 負傷者受入病床の増床 ウ 負傷外国人の治療受入 [上記イ、ウは、法第14条：病床規制に係る医療法の特例、検討方針1.(1)外国人医師等の業務解禁関連]</p>	

法：国家戦略特別区域法、検討方針：国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（日本経済再生本部決定）

都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進

練馬区のポテンシャル

23区で最大の農地面積(約230ha)を有している。消費者の身近なところで生産される安全安心で良質な野菜は、幹線道路や鉄道等により約30分以内で都心に届けることができる。

ブルーベリー観光農園が30園、農業体験農園が17園開園、直売所は300か所あるなど、都市農業の先進経営が既に定着している。外国人が日帰りや短期滞在で食と土に親しむ環境が既に整っている。

練馬大根、ビール麦「金子ゴールデン」等のブランド化のノウハウもあり、26年度末には営農者を育成する「農の学校」が開校予定である。

提案のニーズや背景

食のグローバル化に伴い安全で良質な食の確保は消費者にとって重要課題である。身近な都市農地で生産される農作物は消費者に安心感を与えている。

都市農地は、農作物を供給するとともに、震災時には一時的な避難場所や延焼防止といった防災機能を始め、食教育、景観、レクリエーションなど多面的で重要な機能を果たす空間である。

区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約70ha減少。現行の農地制度では更に減少が進む。担い手不足も深刻である一方、就農希望者が農地規制により農業に携われない。

小規模(500㎡未満)農地は生産緑地に指定できないことから、宅地並みに課税されるなど、保全が極めて困難な状況にある。

重点的に取り組む項目

- (1) **都市農業の継続と拡大**
生産緑地を始めとする都市農地の営農手法の多様化・拡大
防災機能など都市農地の多面的機能を拡充
- (2) **世界の都市農業をリードする練馬**
最先端の都市農業を推進し、安全で質の高い野菜の供給を世界にアピール
- (3) **都市におけるアグリツーリズムの推進**
都心からの利便性を活かした主に外国人向けの日帰りアグリツーリズムを展開

都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進

重点的な取組項目	主な取組内容	規制緩和・制度拡充
(1) 都市農業の継続と拡大	<p>ア 小規模(500㎡未満)農地を生産緑地として指定し農地を保全する。</p> <p>イ 相続時、農地としての継続を確保する。</p> <p>ウ 生産緑地の貸借を可能とし他の農家等の営農により都市農業を継続拡大する。</p> <p>エ 就農希望者やNPO法人等の営農など、営農手法の多様化を推進し、都市農業を拡大する。</p> <p>オ 生産緑地内に防災井戸等の防災施設を設置し農地の潜在機能を多様化する。</p>	<p>[追加提案(対象法令・制度)]</p> <p>生産緑地地区の指定に係る面積要件の廃止(生産緑地法第3条第1項第2号)</p> <p>市街化区域内農地における相続税納税猶予制度適用農地の農業者拡充の容認 (租税特別措置法第70条の6の2第1項) (農業経営基盤強化促進法第11条の11第1項、第17条第2項)</p>
(2) 世界の都市農業をリードする練馬	<p>ア 安全・安心で良質な農作物を供給する練馬の都市農業を世界にアピールする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸東京野菜のブランド化を進め、オリ・パラ時はおもてなしに用いる。 ・世界各国の野菜の種子を輸入・栽培し、オリ・パラ開催中は選手村等に新鮮野菜として供給する。 <p>イ 世界都市農業サミットの開催を検討し、都市農業の価値・魅力・必要性を世界に向けて発信していく。 〔法第17条・エリアマネジメントに係る道路法特例を活用〕</p>	<p>防災施設や直売所等の農地内設置に係る相続税納税猶予制度適用の要件緩和(租税特別措置法第70条の6)</p> <p>生産緑地地区において農業者拡充を行った際の主たる従事者の証明書の発行の容認(生産緑地法第10条)</p> <p>区内農地への調整区域内農地対象補助制度の導入の容認 (農業経営基盤強化(ｽｰﾊﾟｰL)資金等制度)</p> <p>種子輸入検査の緩和(植物防疫法)</p>
(3) 都市におけるアクティビズム	<p>外国人の農業体験をテーマとした小旅行、視察、種まきや収穫時の滞在都市農業研修を実施する。 〔法第17条・エリアマネジメントに係る道路法特例を活用〕</p>	<p>農業体験、滞在研修を目的とした滞在外国人の滞在条件の緩和 (出入国管理及び難民認定法、同施行規則)</p>

法：国家戦略特別区域法

日本の経済活性化に貢献します!!

東京都・近隣自治体と連携して、ビジネスや観光で来日した外国人の方々が安心して医療を受けられる環境を提供します。

社会資本である都市農業の活性化に取り組み、世界の都市農業をリードする練馬の農業をアグリツーリズムなどを通じて発信することで、日本の経済活性化を図ります。